

パーソナルデータの取扱いルール整備に向けて検討すべき論点

平成 25 年 9 月

1. 検討の背景

「世界最先端 IT 国家創造宣言」（平成 25 年 6 月 14 日閣議決定）より抜粋。

Ⅲ. 目指すべき社会・姿を実現するための取組

1. 革新的な新産業・新サービスの創出と全産業の成長を促進する社会の実現

IT・データの利活用は、グローバルな競争を勝ち抜く鍵であり、その戦略的な利活用により、新たな付加価値を創造するサービスや革新的な新産業・サービスの創出と全産業の成長を促進する社会を実現する。（略）

また、データ利活用による新たなアイデアを新事業や新サービスに結び付ける民間の活動を促進するため、民間の力を最大限引き出すような規制・制度改革等の環境整備を進めることも必要である。（略）

(1) オープンデータ・ビッグデータの活用の推進

行政が保有する地理空間情報（G 空間情報）、防災・減災情報、調達情報、統計情報等の公共データや、企業が保有する顧客情報、個人のライフログ情報等、社会や市場に存在する多種多量の情報、いわゆる「ビッグデータ」を相互に結び付け、活用することにより、例えば、環境、教育、交通等の多様なデータを集約・整理してその地域の状況を分かりやすく示す不動産情報提供、多種大量のデータから顧客のニーズに応じたデータを自動的に抽出するプログラム開発などの新ビジネスや官民協働の新サービスが創出され、企業活動、消費者行動や社会生活にもイノベーションが創出される社会を実現する。

このため、公共データの民間開放（オープンデータ）を推進するとともに、ビッグデータを活用した新事業・新サービスの創出を促進する上で利用価値が高いと期待されている「パーソナルデータ」の利用を促進するための環境整備等を図る。

②ビッグデータ利活用による新事業・新サービス創出の促進

個人や機器・インフラの行動・状態等が日々刻々と IT により流通・蓄積されており、この「ビッグデータ」の利活用による、付加価値を生み出す新事業・新サービス創出を強力に推進する。

このため、「ビッグデータ」のうち、特に利用価値が高いと期待されて

いる、個人の行動・状態等に関するデータである「パーソナルデータ」の取扱いについては、その利活用を円滑に進めるため、個人情報及びプライバシーの保護との両立を可能とする事業環境整備を進める。また、環境整備に当たっては、プライバシーや情報セキュリティ等に関するルールの標準化や国際的な仕組み作りを通じた利便性向上及び国境を越えた円滑な情報移転が重要であり、OECD 等国際交渉の場を活用し、国際的な連携を推進する。

既に、スマートフォンの利用者情報の取扱いなど先行的にルール策定が行われた分野については、取組の普及を推進する。

また、速やかに IT 総合戦略本部の下に新たな検討組織を設置し、個人情報やプライバシー保護に配慮したパーソナルデータの利活用のルールを明確化した上で、個人情報保護ガイドラインの見直し、同意取得手続の標準化等の取組を年内できるだけ早期に着手するほか、新たな検討組織が、第三者機関の設置を含む、新たな法的措置も視野に入れた制度見直し方針（ロードマップを含む）を年内に策定する。（略）

2. 検討すべき論点

上記を踏まえ、以下の論点について議論していくこととする。

（1）パーソナルデータの利活用の基本的枠組みの明確化

<検討の視点>

① パーソナルデータの保護の必要性と保護範囲の明確化

現行の個人情報保護法を遵守していても、パーソナルデータの取扱いについてプライバシー保護が不十分と見なされる事案が多く発生している状況に鑑み、これまでの各省庁における先行的に行われた取組を踏まえつつ、一般的な国民の感覚に適合した枠組みを構築するため、パーソナルデータの保護の目的を明確化するとともに、保護されるべきパーソナルデータの範囲について検討すべきではないか。

② 現行法における個人情報の範囲の明確化と取扱事業者の要件の検討

個人情報保護法における個人情報への該当性にあいまいさがあるため、どのようなデータであれば自由に利活用できるかが判然とせず、利活用を妨げているとの声がある。パーソナルデータの利活用に当たっては、そのデータの種類、使用方法等により、保護すべき範囲についてケースバイケースで判断せざるを得ない面があるが、現行の個人情報保護法の解釈において可能な限り明確化することを検討すべきではないか。

さらに、個人情報取扱事業者の要件について、情報通信技術の進展、プ

プライバシー保護意識の高まり等を踏まえ、現行要件（個人数：5,000）についても見直すことの可否を検討すべきではないか。

<具体的な検討事項例>

- ・ パーソナルデータの保護の目的の明確化について
- ・ 保護されるべきパーソナルデータの範囲（実質的個人識別性など）について
- ・ 現行法のガイドラインにおける個人情報の範囲の明確化について
- ・ 個人情報取扱事業者の要件について

(2) パーソナルデータの利活用ルールの在り方

<検討の視点>

①適切なプライバシー保護を確保した上での事業者の手続きの簡素化

保護されるべきパーソナルデータの範囲を見直したとしても、何を保護すべきプライバシーと感じるかは個人の主観に依存するものでもあるため、プライバシーが適切に保護されるか否かは事案ごとに委ねられるものとなる。

パーソナルデータを含むビックデータの利活用を促進する観点から、適切なプライバシー保護を確保しつつ、個人情報の入手時の同意取得、入手後の利用目的の拡大や第三者提供、共同利用を行う際の事業者の手続きを簡素化することを検討すべきではないか。

②匿名化されたパーソナルデータの扱い

保護されるべきパーソナルデータの範囲を詳細に定義しても、「どの水準まで匿名化すれば、特定の個人を識別することができない情報となるか」といった点については、ケースバイケースで判断せざるを得ない面が存在する。このため、合理的な水準まで匿名化を施されたパーソナルデータについて、法的に通常の個人情報とは異なる取扱い（例：第三者提供に関する同意を不要とする一方、提供先事業者に対して法的な責任を課す等）とすることの可否について検討すべきではないか。

※規制改革会議では「合理的な匿名化措置の内容を明記したガイドラインを策定する（平成26年上半期措置）」としているところである。

③プライバシー性の高低や取得経緯(コンテキスト)に応じた柔軟な取扱い

プライバシー性の高低や取得の際の経緯(コンテキスト)に沿った利活用である場合か否かなどに応じてパーソナルデータの取扱いの在り方は異なるものとするべきと考えられ、パーソナルデータの性質や状況に応じた柔軟な取扱いの実現について検討すべきではないか。

④策定されたルールの共通化

以上の検討によって策定されたルールについては、行政機関、独立行政法人、地方公共団体、民間事業者それぞれ可能な範囲で共通化を図るべきではないか。

<具体的な検討事項>

- ・利用目的の拡大、第三者提供におけるオプトアウト（事前同意を不要とし、消費者からの要求に応じてデータの提供の停止等の対応を図る方法）の可否、共同利用における利用要件の明確化について
- ・プライバシー保護の観点から、消費者に対する事後的な対応（公表、通知等）の在り方や削除請求権、同意撤回などの在り方について
- ・合理的な匿名化の水準について
- ・合理的な水準まで匿名化を施されたデータ（適正な暗号化技術・匿名化技術を適用し運用する場合のデータ）の取扱いについて
- ・プライバシー性の高低や取得の経緯（コンテキスト）に応じた適切な取扱いについて
- ・個人情報入手時の本人同意取得手続の標準化等について
（消費者にとって分かり易い利用目的等の表示や消費者の選択に係る負担の軽減などの在り方を社会に普及する上での手段として、JIS/ISO等による規格化・標準化、啓発活動、現行法のガイドラインへの明記、新たな法律上での規定などについて）
- ・行政機関、独立行政法人、地方公共団体、民間事業者における対応の整合性について

(3) パーソナルデータの保護を有効に機能させるための仕組みの在り方

<検討の視点>

パーソナルデータの利活用ルールが適切に遵守される仕組みを有効に機能させるため、事業者が自主的に行っているパーソナルデータの保護の取組を評価し、プライバシーポリシー等の遵守を徹底させる仕組みを構築していくことを検討すべきではないか。また、パーソナルデータの利活用ルールの策定に当たっては、国、企業、消費者、有識者等による合意形成が行われるようなルール策定プロセスを検討すべきではないか。

<具体的な検討事項>

- ・国、企業、消費者、有識者等による合意形成が行われるようなルール策定プロセスに参加する企業へのインセンティブ付与、参加しない企業におけるパーソナルデータの利活用の原則の遵守を確保するための仕組みにつ

いて

- ・客観的な評価制度の在り方について

(民間ベースでの評価ビジネスの普及、民間評価機関の設置、評価機関に関する認定制度の構築、ノーアクションレターによる対応、行政機関の設立などについて)

※評価機関の検討に当たっては、Pマーク等の既存の認証スキームとの整理も含めた検討が必要。

- ・プライバシー影響評価（PIA）の導入・活用について

(4) 独立した第三者機関の設置についての考え方の整理

パーソナルデータの利活用に関わる様々な問題について専門的な知見を有する人材を集め、パーソナルデータの利活用のルールに関する判断の提示や消費者と事業者間の紛争解決等を行うための機関を設置すべきではないか。

また、海外制度との水準の整合性と内外イコールフットイングについて検討すべきではないか。

<具体的な検討事項例>

- ・独立した第三者機関の設置と担うべき機能及びそれに伴う主務大臣制との併存した運用の在り方について
- ・海外事業者に対する国内法の適用について
- ・パーソナルデータの国内外への移転に対する保護の在り方について

(5) 罰則等

<具体的な検討事項例>

- ・プライバシーポリシー等の遵守徹底のため、罰則等の仕組みについて